

## 川崎市幼児園児保育料等補助金交付要綱

平成 17 年 4 月 1 日  
17 川健こ家第 654 号  
市長 決 裁

## (目的)

第 1 条 この要綱は、川崎市内に在住する幼児園在籍幼児の保護者に対し、入園料及び保育料（以下「保育料等」という。）の補助をすることにより、保護者の経済的負担を軽減し、もって、幼児教育の増進を図ることを目的とする。

## (用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

## (1) 幼児園

幼稚園類似の幼児教育施設で市長が別表の基準に該当するものと認める施設をいう。

## (2) 幼稚園教育要領

学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 38 条に定める幼稚園教育要領をいう。

## (3) 教員

教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 2 条及び第 3 条に定める幼稚園の教育職員の免許を有する者をいう。

## (4) 幼児

補助対象年度の前年度の末日において 3 歳から 5 歳までの者をいう。

## (幼児園の認定)

第 3 条 幼児園の認定を受けようとする者は、川崎市幼児園認定申請書（第 1 号様式）により申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請書等を審査し、認定の可否を決定の上、その結果を申請者に通知するものとする。

## (認定内容の変更)

第 4 条 幼児園の認定を受けた者は、前条の申請内容等を変更する場合は、速やかに、川崎市幼児園変更承認申請書（第 2 号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

## (補助金の交付対象者)

第 5 条 補助金の交付対象者は、補助対象年度の 10 月 1 日現在、川崎市の住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 5 条に規定する住民基本台帳に対象幼児とともに記録されており、かつ、当該幼児を幼児園に在籍させ、保育料等を納入した保護者とする。ただし、川崎市又は他の地方公共団体から同種の補助金の交付を受けている者は、この補助金の交付を受けることができない。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、幼児1人につき年額22,000円とする。ただし、保護者が補助対象年度末までに支払う保育料等の合計額が、補助金の交付額に満たない場合は、当該支払額を限度とする。

(補助金の交付時期)

第7条 補助金の交付は年1回とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、川崎市幼児園児保育料等補助金交付申請書(第3号様式)に、幼児在園証明書(第4号様式)、住民票の写し及び補助金を交付する口座が確認できる通帳等の写しを添付して、市長に提出するものとする。ただし、幼児園にて各申請者の申請書等を取りまとめの上、申請を行う場合にあっては、幼児園が発行する幼児在園証明書(第5号様式)の添付をもって、各申請者の幼児在園証明書の添付に代えることができるものとする。

2 前項に規定する申請書等の提出は、10月末日までに行うものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、申請書その他書類を審査し、速やかに、補助金の交付を決定するとともに、その結果を川崎市幼児園児保育料等補助金交付決定通知書(第6号様式)により、補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(補助金の交付に関する調査)

第10条 市長は、補助金の交付について、必要と認めるときは、補助金の交付を受けた保護者に対し、報告を求め又は実地に調査を行うものとする。

(補助金の返還等)

第11条 市長は、保護者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、その返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。(17川健こ家第654号)

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

## 別 表

## 幼稚園（幼稚園類似の幼児施設）の基準

基準項目	基 準
施設の設置目的	幼稚園教育を目的として設置された施設であること。
公開性の原則	入園児について、企業内雇用者又は団地住民等の子弟のみを対象とするなど一部特定の園児に制限することのない施設であること。
園 則	<p>少なくとも次の事項を記載した園則を設けている施設であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育年限、学年、学期及び保育を行わない日に関する事項</li> <li>2 保育目標、保育内容及び保育日時数に関する事項</li> <li>3 収容定員及び職員組織に関する事項</li> <li>4 入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項</li> <li>5 保育料、入園料その他費用徴収に関する事項</li> </ol>
保育目標及び教育内容	幼稚園教育要領に規定する健康、人間関係、環境、言葉、表現の5領域を総合的な指導を行うための視点としていること。
教育対象	満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児を教育の対象としている施設であること。
1学級の幼児数	1学級の幼児数は、35人以下を原則とする。
学級の編成	学級は、申請年度末日において、同年齢にある幼児で編成することを原則とする。
教員の配置	施設の長のほか、各学級に少なくとも教員1人を置かなければならない。
保育日数	毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下回らないものであり、かつ週4日以上通園するものとする。
保育時間	保育時間は、1日4時間を標準とするものであること。
施設及び設備等	<p>施設及び設備に関し次に掲げるものを備えている施設であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員室</li> <li>2 保育室（保育室の数は、学級数を下回らない事を原則とする）</li> <li>3 便所</li> <li>4 保健設備、飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備</li> </ol>